

レセ電通信歯 24006 号
平成 24 年 5 月 24 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会レセプト電算部

外来療養に係る高額療養費の現物給付化に伴う「一部負担金・
食事療養費・生活療養費標準負担額区分」の記録について

平成 24 年 4 月診療分からの外来療養に係る高額療養費の現物給付化に伴い、入院外レセプトに係るレセプト共通レコードの「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分」は、高額療養費が現物給付された者に限り記録することになりますので、ご留意願います。

なお、当該記録は、診療報明細書の記載要領に基づくものです。

参考：「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成 24 年 3 月 26 日付け保医発 0326 第 2 号）抜粋

別添 1 の別紙 1 の 第 3 の 2 の(31)のイ

(ウ) 健康保険法施行令第 43 条第 1 項第 2 号二、国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号二に掲げる者又は高齢者医療確保法施行令第 16 条第 1 項第 1 号二及び同令附則第 6 条第 1 項に掲げる者の場合は、高額療養費が現物給付された者に限り、「摘要」欄に、「低所得」と記載すること。

(エ) 健康保険法施行令第 43 条第 1 項第 2 号八及び同令附則第 2 条第 7 項に掲げる者、国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号八及び同令附則第 2 条第 8 項に掲げる者又は高齢者医療確保法施行令第 16 条第 1 項第 1 号八及び同令附則第 2 条第 5 項に掲げる者の場合は、高額療養費が現物給付された者に限り、「摘要」欄に、「低所得」と記載すること。